

【全体に対する注意点】

以下、朱書きの箇所は「記載例」であり、実際の申請の際に記載例と同様の内容で申請された場合には、審査担当者より内容を確認させていただく場合があります。

その際、実際に監理団体側で行った内容と異なっていることが確認できた場合、記載例のとおり申告していくも、「得点とならない」のでご注意ください。

優 良 要 件 適 合 申 告 書

(監理団体)

注意点

介護職種に係る優良監理団体の申請を行う場合、「介護職種の優良要件適合申告書（監理団体）（介護参考様式第11号）」も提出が必要です。

技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第31条に定める基準を満たすことについて申告します。

記

項目	点数	内容
1 団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制	I 5点	マニュアル等の策定及び監査担当職員への周知（■有・□無）
	II 15点	<p>実習監理を行う実習実施者 20 実習実施者 ÷ 監理事業に関与する常勤の役職員 6 名 = 3.3 (小数点第2位以下切捨て)</p> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 注意点 1 II 監理団体有効期間更新申請の際には、「監理事業に関与する常勤の役職員」について、「申請者の概要書」（参考様式第2-1号）の記1「⑥常勤職員数」欄の「（うち技能実習の実習監理に関与する常勤職員数）」と合うようにしてください。 </div>

		<p>監理団体の役職員（監理責任者及び指定外部役員を除く、監査担当者）の講習受講割合</p> <p>講習受講者 <u>3</u> 名 ÷ 職員 <u>5</u> 名 × 100 = <u>60</u> %</p> <p>※講習受講者がいる場合には、講習受講者名簿（別紙1）を添付すること。</p>
III	10 点	<p>注意点</p> <p>1 III 監理団体有効期間更新申請の際には、「職員」の数は、「申請者の概要書」（参考様式第2-1号）の記1⑦「実習実施者に対する監査に関する職員数」から監理責任者の数を引いた人数と同じ数にしてください。</p> <p>また、「講習受講者」とは、<u>申請時から過去3年以内に監理責任者等講習の受講歴がある監理団体の役職員</u>のことと、監理責任者、外部監査人及び指定外部役員は含まず、「技能実習責任者講習」「技能実習指導員講習」及び「生活指導員講習」の受講者は対象となりません。</p>
IV	5 点	<p>① 技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員等に対し、毎年、研修の実施、マニュアルの配布などの支援を行っていること（■有・□無）</p> <p>② ①の支援の概要</p> <p>記載例) 奉下のすべての実習実施者の技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員等に対し、毎年11月ごろ、研修を実施するほか、新任に対して着任時にマニュアルを配布している。なお、研修実施する内容は…であり、配布するマニュアルの内容は…です。</p>
V	5 点	<p>帰国後の技能実習生のフォローアップ調査への協力の意志の有無（■有・□無）</p>
VI	5 点	<p>技能実習生のあっせんに関し、監理団体の役職員が送出国で行っている事前面接の概要</p> <p>記載例) 2024/5/1 監理団体代表理事田中次郎と監理責任者佐藤花子が協定を締結しているベトナムの送出機関が所有している講習施設にて、日本語での面接、日本語の理解度チェックテスト、簡単な計算テストを候補者に対して実施する事前面接を行った。</p>
		<p>注意点</p> <p>「少なくとも年に1回は送出国での事前面接を行っていること」が必要ですので、<u>直近過去3技能実習事業年度に1回以上対応した①面接の日、②場所、③対応（出張）した役職員の役職・氏名等、具体的な事前面接の実施概要</u>をご記載ください（箇条書き可）。</p>

		帰国後の技能実習生に関し、送出機関と提携して行っている就職先の把握の概要 記載例) 送出機関から3か月に1回、帰国した実習生の就職先等の就業状況の報告を受けている。
VII	5点	<p>注意点</p> <p>協定を結んでいるすべての送出機関と連携して就職先の把握している取組みの内容を具体的にご記載ください。</p> <p>なお、帰国した技能実習生がいない場合には、送出機関と連携して行うこととしている就職先の把握の方法をご記載ください。</p>
2 技能等の修得等に係る実績	※	<p>① 分母 計 78 名 (A+B)</p> <p>A 現行制度 第1号修了者 80 名 - やむを得ない不受検者 2 名 = 78 名</p> <p>B 旧制度 第1号修了者 _____名 - やむを得ない不受検者 _____名 = _____名</p> <p>※やむを得ない不受検者がある場合には、A及びBそれぞれについて、やむを得ない不受検者名簿（別紙3）を添付すること。</p> <p>■ 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策に係る日本への入国制限の影響により、当該年度における実績がなく、更に過去の年度に遡って実績を記載する場合は、左記□にチェックを入れた上で、記載した実績の年度を下記のカッコに記載すること。</p> <p>（ 2020 年度／ 2022 年度／ 2023 年度）</p>
I	10点	<p>注意点</p> <p>別紙2の受検技能実習生名簿において、修了年月日が「過去3技能実習事業年度」にある実習生が対象となります。（例えば、2024年度（2024年4月～2025年3月）に申請する場合は、修了年月日が2021～2023年度（2021年4月～2024年3月）の実習生が対象）。</p>
	※	<p>② 分子 計 76 名 (A+B)</p> <p>A 現行制度 計 76 名（受検技能実習生名簿（別紙2）を添付すること）</p> <p>B 旧制度 計 _____名（受検技能実習生名簿（別紙2）を添付すること）</p>
	※	<p>③ 基礎級程度の学科試験及び実技試験の合格率</p> <p>② 76 名 ÷ ① 78 名 × 100 = 97 %</p> <p>※合格率の小数点以下は切り捨てること。</p>

		<p>① 分母 計 <u>10</u> 名 (A+B)</p> <p>A 第2号修了者 計 <u>7</u> 名 (a+b)</p> <p>a 現行制度 第2号修了者 <u>10</u> 名 - やむを得ない不受検者 <u>3</u> 名 = <u>7</u> 名</p> <p>b 旧制度 第2号受検者 _____ 名</p> <p>※旧制度について、平成29年7月1日前の受検者はその全てを含めないことが可能であるが、同日以後の受検実績は必ず含めること。</p> <p>B 第3号修了者数 <u>3</u> 名 - やむを得ない不受検者 <u>0</u> 名 = <u>3</u> 名</p> <p>※やむを得ない不受検者がある場合には、A及びBそれぞれについて、やむを得ない不受検者名簿(別紙3)を添付すること。</p> <p>注意点 別紙2の受検技能実習生名簿において、修了年月日が「過去3技能実習事業年度」にある実習生が対象となります。(例えば、2024年度(2024年4月～2024年3月)に申請する場合は、修了年月日が2021～2023年度(2021年4月～2024年3月)の実習生が対象)。</p>
II		<p><input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策に係る日本への入国制限の影響により、当該年度における実績がなく、更に過去の年度に遡って実績を記載する場合は、左記□にチェックを入れた上で、記載した実績の年度を下記のカッコに記載すること。</p> <p>(年度／ 年度／ 年度)</p>
		<p>② 分子 計 <u>7</u> 名 (A+B)</p> <p>A 3級程度 <u>6</u> 名 (a+b)</p> <p>a 現行制度 計 <u>6</u> 名 (受検技能実習生名簿(別紙2)を添付すること)</p> <p>b 旧制度 計 _____ 名 (受検技能実習生名簿(別紙2)を添付すること)</p> <p>B 2級程度 <u>1</u> 名 (受検技能実習生名簿(別紙2)を添付すること)</p>
	20 点	<p>③ 2級又は3級程度の合格率</p> <p>(②A+②B×1.5= <u>7.5</u> 名) ×1.2 ÷ ① <u>10</u> 名 × 100 = <u>90</u> %</p> <p>※合格率の小数点以下は切り捨てこと。</p>
III	5 点	<p>① 2級又は3級程度の学科試験の合格者 (無 <u>有</u>)</p> <p>※受検技能実習生名簿(別紙2)を添付すること。</p> <p>② 合格者を輩出した実習実施者 (なし・1実習実施者 <u>2実習実施者以上</u>)</p>
IV	5 点	<p>技能検定等の実施への協力の実績を有する傘下の実習実施者</p> <p>計 <u>5</u> 実習実施者</p>

3 法 令 違 反 ・ 問 題 の 発 生 状 況	<p style="text-align: center;">※</p> <p style="text-align: center;">-30 点</p> <p style="text-align: center;">※</p> <p style="text-align: center;">0 点</p> <p style="text-align: center;">※</p> <p style="text-align: center;">0 点</p> <p style="text-align: center;">※</p> <p style="text-align: center;">IV</p> <p style="text-align: center;">0 点</p>	<p>① 改善命令（□無・■有）</p> <p>※有の場合（年月日 令和〇年 〇〇月 〇〇日／改善実施・改善未実施）</p> <p>② 旧制度の「改善命令相当の行政指導」（■無・□有）</p> <p>※有の場合（年月日 年 月 日／改善実施・改善未実施）</p>
		<p>失踪者 <u>1</u> 名 ÷ 受入れ <u>100</u> 名 ×100= <u>1</u> %</p> <p>※受入れ数は、過去3年以内において新たに受入れを開始した技能実習生の総数。</p>
		<p>責めによるべき失踪（■無・□有）</p>
		<p>① 実習認定の取消しの割合</p> <p>実習認定の取消し <u>0</u> 機関 ÷ 直近過去3年以内に実習監理を行った実習実施者 <u>20</u> 機関 ×100 $= \underline{0.0} \%$ (小数点第2位以下切捨て)</p> <p>(実習認定の取消しのうち、監理団体が不正を発見して機構に報告した<u>0</u>件を除く)</p> <p>② 改善命令 <u>0</u> 件(機関数) ÷ 直近過去3年以内に実習監理を行った実習実施者 <u>20</u> 機関 ×100 $= \underline{0.0} \%$ (小数点第2位以下切捨て)</p> <p>(改善命令のうち、監理団体が不正を発見して機構に報告した<u>0</u>件を除く)</p>
		<p>注意点</p> <p>「改善命令」は、法第36条に基づく主務大臣（法務大臣及び厚生労働大臣）による改善命令が該当し、外国人技能実習機構の実地検査における改善指導及び改善勧告は含まれません。</p>

4 相談・ 支援体制	I	5 点	マニュアル等の策定及び関係職員への周知 (■有 · □無)
			実習先変更支援のポータルサイトへの登録 (■有 · □無)
II	15 点		ポータルサイトへ登録した実習実施者 <u>10</u> 実習実施者 ÷ 実習監理を行う実習実施者 <u>20</u> 実習実施者 × 100 = <u>50</u> % (小数点第2位以下切捨て)
			<p>注意点 ポータルサイトに登録した実習実施者数を記載してください。同一の実習実施者が複数の案件を登録している場合であっても、「1」とカウントします。また、必ず、ポータルサイトに登録した登録画面（「監理団体の情報」と「実習実施者の情報」が表示されたもの）を添付してください。</p>
III	15 点		<p>実習先変更による技能実習生の受け入れ (□無 · ■有)</p> <p>有の場合 計 <u>3</u> 名</p> <p>受け入れた実習実施者 <u>2</u> 実習実施者 ÷ 実習監理を行う実習実施者 <u>20</u> 実習実施者 × 100 = <u>10</u> % (小数点第2位以下切捨て)</p> <p>※実習先変更により受け入れた技能実習生が1名の場合は、下記項目に記入すること。実習先変更により受け入れた技能実習生が複数いる場合は、受け入れ技能実習生名簿（別紙4）を添付すること。</p> <p>受け入れ実習実施者名（株式会社〇〇〇） 技能実習生の氏名（KOU OTUHEI） 国籍・地域（中国） 性別（男・女） 生年月日（1999年3月30日） 受入れ年月日（20〇〇年〇〇月〇〇日） 旧所属監理団体名（協同組合〇〇〇） 旧実習実施者名（〇〇〇株式会社） 実習先変更時の技能実習計画認定番号（認〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）</p> <p>注意点 複数の技能実習生を受け入れた場合であっても、1つの実習実施者につき「1」とカウントします。 対象となるのは、監理団体、実習実施者ともに変更した場合に限ります（監理団体のみ、実習実施者のみ変更した場合は対象となりません。）。</p>

			<p>① 入国後講習時の宿泊施設に関し、受け入れている全ての技能実習生について、本人のみが利用する個室（※）を確保し、監理責任者の責任の下、感染予防対策の徹底を行っていること</p> <p>※4.5 m²以上あり、運用要領上の「寝室」の要件を満たすものであって、リビング等の共用部分を除く居室であるものに限る。</p> <p>（概要）</p> <p>技能実習生の人数 10人 （記載例） 入国後講習時の宿泊施設に10室の個室を確保し、各部屋とも6畳（9.9m²）以上の広さがある。毎日1回検温を実施し、出入口にアルコール消毒液を設置。食事は各自個室で摂る。</p> <p>注意点 「受け入れている全ての技能実習生」について、「本人のみ」が利用できる「個室」を確保する必要があります。よって、一部の実習実施者傘下の技能実習生のみが対象であった場合や相部屋である場合は対象外です。</p>
IV	5 点		<p>② 実習時の宿泊施設に関し、実習実施者に対して、次のAからCまでのいずれかの支援を実施していること（該当するものにチェックマークを付すこと。）</p> <p>※この場合、当該支援を行ったことにより、優良な実習実施者の要件のうち「③ 技能実習生の待遇（Ⅲ技能実習生の住環境の向上に向けた取組）」の加点対象となつた実習実施者名を記入すること。</p> <p>実習実施者名（株式会社 OOOO）</p> <p><input type="checkbox"/> A 監理団体が確保している物件（本人のみが利用する個室（※）が確保されているものに限る。）を技能実習生の実習中の宿泊施設として貸与</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> B 本人のみが利用する個室の確保ができる借上物件を探している実習実施者又は技能実習生の相談に乗り、条件に見合う宿泊施設を紹介（実際に借上げに至った場合に限る。）</p> <p><input type="checkbox"/> C 技能実習生が自らの意思で住居（本人のみが利用する個室が確保されているものに限る。）を選び、自ら賃貸借契約を締結する場合に連帯保証人となる又は家賃債務保証業者を確保</p> <p>※4.5 m²以上あり、技能実習制度運用要領に記載する「寝室」の要件を満たすものであって、リビング等の共用部分を除く居室であるものに限る。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ■ これにより技能実習生に新たな金銭的負担が生じていないこと。 ※確認の上、チェックマークを付すこと。</p> <p>注意点 A～Cを選択した場合、それに対応する確認資料（具体的な内容は「提出書類一覧・確認表」参照）を提出してください。</p>
	5 点		

	小計 45 点	[小計の計上方法] 「4相談・支援体制」の項目で加点できる最大点数は、新配点の場合は45点、旧配点の場合は15点となる。そのため、「I」から「IV」までの各欄の合計が本項目の最大点数を超える場合であっても、新配点の場合は45点、旧配点の場合は15点と記入すること。
5地域社会との共生	I 4 点	日本語の教育の支援を行っている実習実施者への支援の概要 (記載例) 令和6年8月、実習実施者が行う日本語学習を支援するため、監理団体で講習した日本語学習テキストとDVDを無料配布した。 注意点 「日本語学校の紹介をすること」「日本語のみの時間を実習中に設定させること」「職員との日常会話の機会を増やすこと」といった対応のみは加点対象となりません。 技能実習生への支援ではなく、 <u>実習実施者への支援について、記載してください。</u>
	II 0 点	Iにおいて、実習実施者が認定日本語教育機関又は登録日本語教員を活用している場合はその概要 注意点 記載例については、別途作成中。配点3点。
	III 3 点	地域社会との交流を行う機会をアレンジしている実習実施者への支援の概要 (記載例) 実習実施者が企画した地域の祭りの技能実習生参加企画について、地域住民との交流やコミュニケーションを促すため、監理団体専属の通訳人に技能実習生の同行をお願いした。 注意点 「一般人向け（日本人向け）のイベントを単に周知する」といった対応のみは加点対象となりません。 技能実習生への支援ではなく、 <u>実習実施者への支援について、記載してください。</u>
	IV 3 点	日本の文化を学ぶ機会をアレンジしている実習実施者への支援の概要 (記載例) 傘下の実習実施者株式会社〇〇〇〇が実施する技能実習生向けの茶道体験会を実施するための支援として、会場まで技能実習生の送迎を監理団体所有の車で行った。 注意点 「一般人向け（日本人向け）のイベントを単に周知する」といった対応のみは加点対象となりません。 技能実習生への支援ではなく、 <u>実習実施者への支援について、記載してください。</u>
	小計 10 点	[小計の計上方法] 「5地域社会との共生」の項目で加点できる最大点数は、10点となる。そのため、「I」から「IV」までの各欄の合計が本項目の最大点数を超える場合であっても、10点と記入すること。

(注意)

1 点数欄に※印が付された項目については、申告の有無にかかわらず、内容欄を記載すること。

- 2 点数欄は、申告の有無にかかわらず記載し、申告しない項目には、点数表を参照して「0点」、「-5点」等と記載すること。
- 3 「4相談・支援体制」の項目の「II」に関する資料として、ポータルサイトに登録した実習実施者の登録画面を印刷して添付すること。
- 4 加点する項目に応じ、立証資料の提出を依頼する場合がある。

合計点
115点

以上の記載内容は事実と相違ありません。

2000年〇月〇日作成

申請者の氏名又は名称 **〇〇協同組合**

作成責任者 役職・氏名 **代表理事 〇〇 〇〇**